

令和6年9月号(第78号)

事務局だより

令和6年9月25日発行

8月末現在会員数 男性376名 女性219名 合計595名

公益社団法人 羽村市シルバー人材センター

〒205-0014 羽村市羽東2-3-1

電話 042-554-5131(代)

FAX 042-555-8714

E-mail hamura@sjc.ne.jp

ホームページ<https://webc.sjc.ne.jp/hamura/>

【重要！】11月1日より

「フリーランス・事業者間取引適正化等法 (以下、フリーランス法)」が施行されます。

近年、働き方の多様化が進み、フリーランス（企業や組織に所属せず自由な立場で仕事をする個人事業主のこと）という働き方が社会に普及してきた一方で、フリーランスが取引先との関係で、報酬の不払やハラスメントなど様々な問題やトラブルを経験していることが明らかになっています。

個人であるフリーランスと、組織である発注事業者の間における交渉力などの格差、それに伴うフリーランスの取引上の弱い立場に着目し、フリーランスが安心して働ける環境を整備するために制定されたのが、フリーランス法です。

多種多様な業界で活躍しているフリーランスとの業務委託取引について、「取引の適正化」と「就業環境の整備」の2つの観点から、発注事業者が守るべき義務と禁止行為を定めています。

シルバー人材センター

発注者（企業、家庭、官公庁）



各会員の仕事の遂行手順に変更はありません。

シルバー人材センターが会員の皆さんに仕事を紹介し、会員は希望に合った仕事に就業し、就業報告書に従って配分金が支払われるという従来の流れに変更はありません。

シルバーの会員もフリーランスに該当しますが、シルバー人材センターは、もともと会員のための組織であり、法律が求める要件のうちのほとんどのものは、すでに満たしています。わずかに就業条件の明示に主な課題を残しており、今後取引ごとに(1)「見積書を作成」し、見積書に従った発注先との取り決めにより、11月1日以降に取り交わした請負契約について、(2)「就業条件の明示」を行っていく必要があります。

スマートフォン画面での
就業条件明示画面イメージ

11月1日以降に取り交わした請負契約について、以下2点の対応が必要になります。

(1)センターは各会員の就業条件を目に見える形でお知らせします。(就業条件の明示)

就業条件をスマホやPCのSmile to Smile を使って的確にお伝えします。センターの調査では会員602名のうち、446名がSmile to Smile に未登録となっています(令和6年6月末時点)。このサービスを利用できるようセンターでは、未登録の方を対象に年内に32回(下部参照)の講習会を集中的に実施しますので必ず受講してください。

(スマホやPC等のインターネット環境がない会員や、Smile to Smile の利用が困難な会員等には別途対応を予定しています。)

(2)センターは就業条件を明示するため、受注1件ごとに見積書を作成する必要があります。

従来から作成している見積書の基礎資料となる様式を整備します。班長等が現場を下見し、作業日程や作業時間を調整・確認の上、様式に記入し、事務局に提出します。事務局は、この様式をもとに見積書を作成します。

Smile to Smile 登録研修の開催について

Smile to Smile は、当センターで実施しているイベントや研修等のお知らせをお伝えするほか、配分金明細書の閲覧もできる会員専用ホームページです。令和6年11月1日に施行されるフリーランス法で就業条件の明示が義務化されることから、就業条件明示の手段として、会員の皆さんにSmile to Smile への登録を推進しています。登録が完了していない会員を対象に10月から12月にかけて、登録方法についての研修を下記の通り、開催します。

Smile to Smile 登録研修 日程

【10月開催予定】

10月 

10月16日 (水)	①13:30~	②15:00~
10月17日 (木)	①9:00~	②10:30~
10月21日 (月)	①9:00~	②10:30~
10月29日 (火)	①9:00~	②10:30~
10月30日 (水)	①9:00~	②10:30~

【11月開催予定】

11月 

11月5日 (火)	①13:30~	②15:00~
11月8日 (金)	①13:30~	②15:00~
11月11日 (月)	①13:30~	②15:00~
11月13日 (水)	①13:30~	②15:00~
11月19日 (火)	①9:00~	②10:30~
11月21日 (木)	①13:30~	②15:00~

【12月開催予定】

12月 

12月3日 (火)	①13:30~	②15:00~
12月5日 (木)	①9:00~	②10:30~
12月11日 (水)	①9:00~	②10:30~
12月12日 (木)	①13:30~	②15:00~
12月20日 (金)	①13:30~	②15:00~

※各回定員12名(先着順)

※研修は全ての回、同じ内容で、1回45分です。

※研修場所は、センター研修室または会議室。

※お使いのスマートフォンまたはノート型PCをご持参ください。ご自宅でデスクトップ型PCを使用の方は、センターのPCを使用します。

※申込：9月25日(水)8:30から受付けます。

センター事務局へご連絡ください。

締切：11月11日(月)17:15まで

11月1日の新法施行に向けて当センターでは逐次準備を進めていきます。関連する会員の皆様にも都度連絡をしていきますので、ご協力をお願いします。

<<注：派遣労働はこの法律の適用外です>>

安全・適正就業推進委員会より

慣れた時こそ気を付けよう！
一人KY（危険予知）で事故予防！



8月22日（木）に東京都シルバー人材センター連合の安全就業パトロール指導員による、「安全就業パトロール巡回指導」が行われました。

羽村市は、過去10年のデータを見ると、発生した事故について、就業経験年数が1年～2年の会員によるものが多いという指摘がありました。

指導員からは、作業に慣れてきた際の油断が事故につながりやすいので、注意が必要とのアドバイスを受けました。

また、月別の事故発生件数では、9月が最も多く、8月に熱中症対策のため制限していた就業時間が、9月に入り増加したことによる疲労が影響したと考えられます。

SOSカードを見直してみよう！

SOSカードには、緊急連絡先だけでなく、「安全心得10ヶ条+1」や「自己点検チェック表」等、安全に働くための情報が満載です。

特に一人就業の現場においては、就業前に自己点検チェック表に目を通し、危険回避行動を心がけましょう。



消防・救急 ☎119 警察 ☎110 安全心得10ヶ条+1 (安全・適正就業基準第3条)

- ①作業は、安全第一を心がけ、急いだけあわてたりしないこと。
- ②器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- ③服装・履物は、作業に合った動き易いものにする。
- ④作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- ⑤加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- ⑥作業現場は、常に整理整頓を心がけること。
- ⑦共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- ⑧帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に気をつけること。
- ⑨健康には常に注意し、良好な状態で就業すること。
- ⑩仕事の前日は、十分睡眠をとるように心がけること。
- ⑪熱中症対策として、水分・塩分等を十分に補給すること。

(安全心得10ヶ条+1)

自己点検 安全就業に努めてください!!

〈作業前の点検項目〉

- ①安全心得10ヶ条+1は確認しましたか？
- ②発注者の要望と作業内容を就業会員全員で確認しましたか？
- ③作業に使用する道具はそろっていますか？
- ④ヘルメット・安全帯の確認はしましたか？
- ⑤作業現場の状況確認及び周りの環境に対応した対策をとっていますか？
- ⑥作業別安全就業基準は確認しましたか？

〈体調確認等〉

- ①アルコールは残っていませんか？
- ②熱中症対策は万全ですか？

(自己点検チェック表)

SOSカードをお持ちでない方は、事務局までお声かけください。

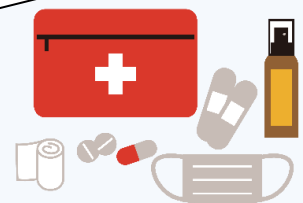
救急セットを用意しましょう

【入れておきたいもの】

- ・絆創膏、ガーゼ、消毒液
- ・内服薬、軟膏
- ・マスク、消毒用アルコール、ゴム手袋等



万が一のケガや不調に備えて、救急セットを用意しましょう。



令和6年10月分 安全標語 佳作

『自転車も車も同じ 交通ルールを守って 安全運転に心掛ける。』

緑ヶ丘地区 田村 良一

興味のある方はお電話ください！
☎042-554-5131

ホームページでも
公開しています！

求 人 情 報

	就業場所	就業日	就業時間	募集人員	作業内容等
急募!	1 事業所 (五ノ神 365)	週2～3日	8:00～12:00 8:00～13:00	1	屋内清掃作業 (女性希望)
急募!	2 事業所 (栄町 3-5-1)	週3回程度	8:30～16:00	1	工場敷地内外の 清掃整備作業(除草等)
	3 事業所 (神明台 4-1-4)	火・木	9:00～12:00	1	製版・印刷補助
	4 市内保育園 (羽東 3-21-12)	週2回程度	7:00～10:00 の間に2時間程度	1	園舎内清掃作業 (女性希望)
	5 事業所 (緑ヶ丘 3-3-10)	週2日	9:00～11:00	1	屋内清掃作業 (女性希望)
	6 宮地街道 スクールゾーン (羽加美 3-6)	月～金 (隔週)	7:30～8:30	1	児童通学案内等業務
	7 市内保育園 (羽西 1-7)	月～金 (隔週 ローテーション)	16:00～18:00	1	門の開閉管理及び 園児・保護者の見守り作業
	8 市内マンション (栄町 1-6-19)	週3日	9:00～12:00	1	共有部分の清掃作業
	9 市内マンション (小作台 2-17-15)	月・火・金	9:30～10:30	1	ゴミ分別作業
	10 市内マンション (小作台 2-11-6)	月1回	1回2時間	1	共有部分の清掃作業
	11 市内マンション (羽加美 4-2-19)	月1回	1回2時間	1	共有部分の清掃作業
	12 市内マンション (小作台 5-15-7)	月1回	1回2時間	1	共有部分の清掃作業
	13 市内園芸農家 ※季節作業	3月～5月 8月～10月	8:30～16:30	1	ポットの土入れ作業 (男性希望) ※単発のスポット就業です。
	14 川崎2丁目地区 緑ヶ丘5丁目地区	毎月 13日～15日 29日～1日	深夜・早朝除く 3日間程度	1	広報等配布作業 川崎2丁目：260部 緑ヶ丘5丁目：375部
	15 市内公共施設等 ※募集中の施設は担当者まで お問い合わせください。	月～日 (ローテーション 就業)	17:00～22:00	1	施設受付等業務 ※就業には条件等があります。
	16 市内小中学校 ※募集中の施設は担当者まで お問い合わせください。	月～日 (ローテーション 就業)	7:00～14:45	1	学校施設清掃等業務 (労働者派遣事業) ※就業には条件等があります。